

# 岐阜県公報

第 千 九 百 三 号  
平成十九年十二月十一日

(火曜日)

## 目次

### 告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

道路の区域変更

道路の供用開始

保安林の指定

### 公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

土地改良事業の施行同意

公共測量の終了

岐阜都市計画の図書の縦覧

(治 山 課) 八五二

(道路維持課) 八五三

(同 ) 八五三

(郡上農林事務所) 八五四

(環境生活政策課) 八五五

(商業流通課) 八五五

(農地計画課) 八五五

(用 地 課) 八五六

(都市政策課) 八五六

## 告 示

岐阜県告示第七百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市上宝町岩井戸字山王平五五九

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十二月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町小田子字大地四七の四、四八の一、六九の一、七〇の二の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十二月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町高井戸一三〇六の三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十二月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町漆原字井沢五五七の一、五七二の二九から五七二の一三七まで、五七二の一四二、五七二の一四三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲神原字水掛一三三五の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十二月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維

持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域の変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	小倉江 大垣線	養老郡養老町下笠字和田 八二〇番一地从先から 同郡同町上之郷字西 ノ切一四九番地先まで	別前後	五・五 七〇	一四七・〇 一四七・〇	
			後	七〇		

岐阜県告示第七百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十二月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長	供用開始の期日	備考
県道	養老 垂井線	不破郡垂井町字追分三二八八 番三地从先から 同郡同町字駒引二〇八八 番九地先まで	三三・〇 （メートル）	平成 一九・三・二	平成 一九・六・三 （区域又は 決定又は 変更の 年月日 は告示 による）

岐阜県告示第七百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十二月十一日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	二百五十六号	同郡	加茂郡東白川村神土字西根三五二番一地从先から同村同字同三〇九番一地从先まで	前	四・五 六・七	八・九〇	
				後	六・七 一・三・七	八・九〇	

岐阜県告示第七百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十二月十一日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長	供用開始の期日	備考
				（メートル）		（区域の変更又は決定の告示年月日ほか）

県道	路線名	区	間	延長	供用開始の期日	備考
打保神岡停車場線	飛驒市神岡町和佐保字大鳩トヤ一〇六四番五地先地内			五・〇	平成一九・三・二	平成一九・五・二九

岐阜県告示第七百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十二月十一日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月十一日

岐阜県知事 古田 肇

県道	路線名	区	間	延長	供用開始の期日	備考
打保神岡停車場線	飛驒市神岡町和佐保字家ノ上一七〇番地先から同市同町同字同一七一番地先まで			五・〇	平成一九・三・二	平成一九・五・二九

岐阜県告示第七百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成十九年十二月十一日

岐阜県知事 古田 肇

公 示

一 保安林の所在場所  
郡上市和良町鹿倉字ヲツキ一七六九の二から一七六九の四まで、一七六九の一八から一七六九の二三まで

二 指定の目的  
公衆の保健

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、郡上市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成十九年十一月十九日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ザ義仲

三 代表者の氏名 木曾 義明

四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市久々利一六四四番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、個人又は団体に対して、歴史、芸術、伝

承文化をふまえた講演、イベント、コンサート等に関する事業を行い、歴史から学ぶまちづくり並びに環境保全への理解を進め、芸術文化と春秋園を中心とした城下町づくりの振興と継承に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成十九年十二月十一日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成十九年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地  
ゲオ高山店・西松屋チェーン高山店  
高山市昭和町三丁目三八 一 外
- 二 意見の概要  
意見なし(届出事項 新設)

土地改良事業の施行同意

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の施行に同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により公示する。

平成十九年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	川西北部二期地区	同意年月日
下呂市		平成一九・一一・三〇

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により測量計画機関の長岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十二月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（森林空中写真撮影及びデジタルオルソ作成）

三 作業期間

平成十九年五月二十九日から

同 年十一月二十二日まで

四 作業地域

揖斐川地域森林計画区内（大垣市、本巣市、海津市、養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ヶ原町並びに揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町）

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十九年十二月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

二 縦覧場所

岐阜都市計画特別用途地区  
岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市まちづくり推進部都市計画室

平成十九年十二月十一日印刷  
平成十九年十二月十一日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一 号  
発行所 岐阜県 岐阜市藪田南二丁目一番一 号

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 飯 尾  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社  
定価 一 年 四 八、〇〇〇 円（送料共）（消費税二、二八六 円を含む。）